

労審発第 490号

平成19年12月21日

厚生労働大臣

舛添要一 殿

労働政策審議会

会長 菅野和夫

今後の雇用労働政策の基本的考え方について
－働く人を大切にする政策の実現に向けて－

本審議会は、標記について、公益代表、労働者代表及び使用者代表から構成される「雇用労働政策の基本的考え方に関する検討会」報告書に基づく議論の結果、下記のとおりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

貴職におかれでは、下記を踏まえ、中長期的に一貫性があり、かつ、実効性の高い雇用労働政策の実現に努められたい。

記

我が国において、人口減少と一層の少子高齢化、グローバル化に伴う企業間競争の激化、労働者の価値観の多様化等の構造的な変化が進む中で、労働力人口の減少と経済活力の低下に伴う雇用への影響、多様な働き方の拡大に伴う雇用の諸課題、長時間労働者の割合の高止まりに伴う健康や生活をめぐる問題等が顕在化している。

これらの問題を解決し、労働者生活の安定と生産性の向上による企業競争力の強化とを同時に実現するとともに、労働者一人一人の仕事と生活の調和を実現し、働く希望を持つすべての人が自ら希望する働き方により安心・納得して働くことを目指し、就業率を向上させ、経済社会の持続可能性や安定性を高めていくことが必要である。

そのためには、適切なマクロ経済運営の下で、以下の基本的考え方立って中長期的に一貫性の高い雇用労働政策を策定し、中小企業支援を含む産業政策や教育政策との連携や、税制・社会保障制度等との整合性を相互に保ちつつ、その着実な実施に努めることが適当である。

1 公正の確保

豊かな活力ある経済社会にふさわしい「公正な働き方」を確保する。

具体的には、労使の間では交渉力や情報量に差が存在する中で、労使が、実質的に対等な立場で労働条件を決定できるよう、集団的な労働条件決定システムの重要性を再認識する。同時に、働き方にかかわらず公正に処遇され、適切な労働条件の確保が図られるようにするとともに、このような労働条件確保の裏付けとなる生産性向上に資する職業能力開発を推進する。

また、個別の労働条件を公正に決定するための仕組や紛争解決の仕組が十分機能するようにするとともに、最低労働条件について必要な見直しを行うほか、労働市場に関する必要な情報提供を推進する。

これらにより就業率の向上を図るとともに、性・年齢等による合理的理由のない差別の解消、雇用機会や職業能力開発機会の均等を図る。

2 安定の確保

経済社会の変化の中で、職業経験の積み重ねを基盤として、生活の安定と職業人生の発展が図られるよう、「職業の安定」すなわち「雇用の安定」と「職業キャリアの発展、安定」を確保する。

まず、「雇用の安定」は、労働者の生活の不安定化を防止し、少子化の進行を防ぐためにも、また、労働者の技能蓄積や士気の高い働き方を実現し、個々の企業のみならず社会全体の生産性や競争力を確保するためにも、今後とも重要である。

こうしたことを踏まえ、企業内における適切なキャリア形成を支援するとともに、正規労働者としての就労を希望するパートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等に対する正規労働者への転換支援、福祉から雇用・就業へ向けて関係機関・団体と緊密に連携した総合的な支援等を推進する。

一方、非自発的な失業に伴い労働移動を余儀なくされる者だけでなく、自らのキャリアの発展に向けて積極的に転職することを希望する者にも適切に対応していくことが必要である。このため、「職業キャリアの発展、安定」の観点から、雇用のセーフティーネットの整備、実践的な職業能力評価制度の整備や労働力需給調整機能の強化を図り、併せて、職業生涯を通じて必要な教育訓練を受け、主体的にキャリアを形成していく様にする。

3 多様性の尊重

多様な価値観やニーズを持った労働者の能力発揮や企業による有効な人材活用に資

する観点から、労働者が「多様な働き方」を自律的に選択できるようにする。

具体的には、働き方にかかわらず公正な処遇を確保することにより、職業生涯の各段階において様々な働き方の間を行き来できることを目指す。

併せて、女性・高齢者・若年者・障害者等の多様なニーズに応じた就業支援、仕事と生活の調和を実現するための短時間正社員制度やテレワークなど多様な働き方の普及促進、起業や創業に対する支援の強化等に取り組み、労使双方のニーズに対応した多様な働き方の選択が可能となる基盤を整備する。

結び

以上のような基本的考え方に基づき、労働の現場において高い実効性を持つ雇用労働政策を策定するためには、雇用労働の事情に精通し、また雇用労働の当事者でもある労使の代表者が、幅広い知見を有する学識経験者とともに、公労使三者構成の審議会における調査審議を積み重ねていくことが必要不可欠である。

こうした調査審議に際しては、公労使各側が、経済社会情勢の変化を通じて妥当する基本的考え方の枠組を共有した上で、相互の信頼の下、相互の立場を尊重しながら、あるべき政策展開に向けて議論を積み重ねていかなければならない。

労働政策審議会建議「今後の雇用労働政策の基本的考え方について」の概要

中長期的に一貫性があり、実効性の高い雇用労働政策の実現のためには、以下の基本的考え方立って政策を策定するとともに、産業政策や教育政策との連携、税制・社会保障制度等との整合性を相互に保ちつつ、政策の着実な実施に努めることが適当。

1 公正の確保

豊かな活力ある経済社会にふさわしい「公正な働き方」を確保。

- ・ 集団的労働条件決定システムの重要性の再認識
- ・ 働き方にかかわらない公正な処遇の実現、労働条件確保の裏付けとなる生産性向上に資する職業能力開発の推進
- ・ 個別の労働条件を公正に決定する仕組、紛争解決の仕組が十分機能するようにすること
- ・ 最低労働条件の必要な見直し、労働市場に関する必要な情報提供の推進
- ・ 性・年齢等による合理的理由のない差別解消、雇用機会や職業能力開発機会の均等確保

2 安定の確保

職業経験の積み重ねを基盤として、生活の安定と職業人生の発展が図られるよう、「職業の安定」すなわち「雇用の安定」と「職業キャリアの発展、安定」を確保。

＜雇用の安定＞

労働者生活の不安定化や少子化の進行の防止、生産性や競争力の確保等のため今後とも重要。

- ・ 企業内における適切なキャリア形成支援
- ・ 正規労働者としての就労を希望するパートタイム労働者等の正規労働者への転換支援
- ・ 福祉から雇用・就業に向けての関係機関・団体と緊密に連携しての総合的支援

＜職業キャリアの発展、安定＞

非自発的失業者、積極的な転職希望者の双方に適切に対応するために必要。

- ・ 雇用のセーフティーネットの整備
- ・ 実践的な職業能力評価制度の整備、労働力需給調整機能の強化、教育訓練インフラの整備

3 多様性の尊重

労働者の能力発揮、企業による人材活用のため、「多様な働き方」を選択できるようにする。

- ・ 働き方にかかわらない公正な処遇の確保により、職業生涯の各段階において働き方を行き来できること
- ・ 女性・高齢者・若年者・障害者等の多様なニーズに応じた就業支援、仕事と生活の調和を実現するための多様な働き方の普及促進、起業や創業に対する支援の強化

結び

労働の現場において高い実効性を持つ雇用労働政策を策定するためには、雇用労働の実情に精通し、また雇用労働の当事者でもある労使の代表者が、幅広い知見を有する学識経験者とともに、公労使三者構成の審議会における調査審議を積み重ねていくことが必要不可欠。

そうした調査審議に際しては、公労使各側が、経済社会情勢の変化を通じて妥当する基本的考え方の枠組を共有した上で、相互の信頼の下、相互の立場を尊重しながら、るべき政策展開に向けて議論を積み重ねていかなければならない。

平成19年12月21日現在

第4期 労働政策審議会委員名簿

(公益代表委員)

○	伊藤 幸一郎	(独)労働者健康福祉機構理事長
○	今野 浩一郎	(独)労働政策研究・研修機構特任研究員
○	岩村 正彦	学習院大学経済学部経営学科教授
○	大橋 勇雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◎	大勝 悅子	一橋大学大学院経済学研究科教授
◎	菅野 和夫	明治大学政治経済学部教授
◎	清家 篤	明治大学法科大学院教授
◎	林紀子	慶應義塾大学商学部教授
◎	平野 敏右	弁護士 千葉科学大学学長

(労働者代表委員)

植田 正子	日本サービス・流通労働組合連合中央執行委員
岡部 謙治	自治労中央本部中央執行委員長
加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
河野 和治	JAM会長
古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
篠原 淳子	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
土屋 哲世	全日本運輸産業労働組合総連合会執行委員長
南雲 弘之	全国電力関連産業労働組合総連合会会長
森嶋 正治	情報産業労働組合連合会中央執行委員長
山口 洋子	日本労働組合総連合会副事務局長

(使用者代表委員)

井手 明子	(株)NTTドコモ執行役員社会環境推進部長
伊藤 雅人	オーデリック(株)代表取締役社長
大村 功作	東京都中小企業団体中央会会長
岡部 正彦	日本通運(株)代表取締役会長
勝俣 恒久	東京電力(株)取締役社長
加藤 丈夫	富士電機ホールディングス(株)相談役
紀陸 孝	(社)日本経済団体連合会専務理事
齋藤 朝子	(株)山翠樓代表取締役社長
鈴木 正人	(社)日本経済団体連合会常務理事
山内 純子	全日本空輸(株)上席執行役員客室本部長

(敬称略)

◎は会長、○は会長代理である。